

「飼料の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」の一部改正について

今般、農林水産省消費・安全局長から、平成28年4月8日付け27消安第6399号をもって、「飼料の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」の一部改正に関する通知を受け、本会会長から別記のとおり地方獣医師会会長あて通知した。

別記

28日獣発第23号
平成28年4月19日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

「飼料の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」の一部改正について

このことについて、平成28年4月8日付け27消安第6399号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、今般、「飼料の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」を一部改正し、

- ①新たに同ガイドラインの第3に基づく工程管理の実施状況の確認手続きを定めたこと、
- ②工程管理を実施する事業者については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる実施状況の確認を条件に、現在、サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム等の製造において義務付けられている製造ロットごとの管理分析を免除すること、
- ③本改正に伴い、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和53年9月5日付け53畜B第2173号、53水振第464号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」等を一部改正したこと

について、情報提供されたものです。

ついては、貴会関係者に周知方よろしく願います。

別添

27消安第6399号
平成28年4月8日

公益社団法人 日本獣医師会会長理事 殿

農林水産省消費・安全局長

「飼料の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」の一部改正について

飼料の安全確保については、飼料の輸入、製造又は販売に係る事業者が自ら工程管理に重点をおいた手法を導入するための指針として、「飼料の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知、以下「通知」という。）を發出し、事業者に対し、本ガイドラインに基づく工程管理の普及を推進してきたところです。

今般、当該通知を別紙新旧対照表1（略）のとおり一部改正し、別紙2（略）として、本ガイドラインの第3に基づく工程管理の実施状況の確認手続きを定めましたので、お知らせします。

なお、本ガイドラインの第3に基づく工程管理を実施する事業者については、別紙2（略）の独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる実施状況の確認を条件に、現在、サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム等の製造において義務付けられている製造ロットごとの管理分析を免除することとします。

また、本改正に伴い、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和53年9月5日付け53畜B第2173号、53水振第464号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」等を別紙新旧対照表2～8（略）のとおり一部改正したので、併せてお知らせします。